

## 指定特定施設入所者生活介護の運営規程の例

### 〇〇指定特定施設入所者生活介護運営規程

第1条 〇〇法人△△が開設する〇〇特定施設入所者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定特定施設入所者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 指定特定施設入所者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 〇〇特定施設入所者生活介護事業所
- 二 所在地 △△市……………

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 常勤換算1以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 三 看護職員 常勤換算1以上

介護職員 常勤換算4以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

四 機能訓練指導員 理学療法士 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入所定員及び居室数)

第6条 指定特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入所定員 50人

なお、従業者の員数の算定基礎とした利用者の数は、22人（要支援者10人、要介護者12人）

二 居室数

2人部屋 4室

個室 42室

(一時介護室 2室)

(指定特定施設入所者生活介護の内容)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

一 入浴（週2回）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

二 機能訓練

三 健康管理

四 相談、援助

五 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定特定施設入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 家賃 ○○円

3 光熱水費 ○○円

4 食材料費 ○○円

5 理美容代 ○○円

6 おむつ代 一枚○○円

7 日常生活品費 ○○円

8 第2項から第7項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家

族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き）

第9条 介護居室は、より適切な指定特定施設入所者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定特定施設入所者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果につ

いて従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密保持等）

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第15条 管理者は、提供した指定特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
  - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

- 第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後○か月以内

二 継続研修 年〇回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人△△会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。